

地方競馬全国協会  
競走馬生産振興事業補助実施要綱

# 地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱

(平成 17 年 3 月 24 日 16 地全協畜第 128 号)  
最終変更 令和 8 年 2 月 2 日 令和 7 地全協馬第 27 号

## (趣旨)

第1条 地方競馬全国協会(以下「協会」という。)は、地方競馬全国協会業務方法書第 51 条の4の規定に基づき、第2条第2項に掲げる団体が行う競走馬の生産の振興に資するための事業に係る経費について、毎年度、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助の対象とする事業(以下「補助事業」という。)の選定及び実施並びに補助の方法等に関しては、この要綱の定めるところによる。

## (補助事業の選定の基準)

第2条 補助事業の範囲は、別表に掲げる事業、その他競走馬の生産の振興上特に必要と認めるものとし、補助事業の実施期間は、別表に掲げる事業ごとに定める期間とする。

2 補助事業を行う事業主体(以下「事業実施主体」という。)は、次に掲げる団体の中から、協会に設置する競走馬生産振興補助事業に係る審査委員会の審査を経て、協会が事業実施主体候補者として決定し、その後補助金の交付の決定を行った団体とする。

(1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人

(2) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人

(3) 農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権(株主総会において議決することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 879 条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式に係る議決権を含む。)の過半数を有する法人

(4) 農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法第 575 条第1項に規定する持分会社

ただし、株式会社にあっては、株主の総数が 50 人以下であり、かつ、公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないものとし、持分会社にあっては、その法人の常時従事者たる社員(その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。)が、業務を執行する社員の数の過半を占めていること。

(5) 畜産業を営む個人が直接の主たる構成員となっている団体

ただし、当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。

ア 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定を含んでいること。

イ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続きを明らかにしていること。

ウ 意思決定の機関及びその方法についての定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。

才 収支計算書及び会計帳簿を作成している等、財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

(6) 高等学校又は大学(大学共同利用機関法人を含む。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体

3 補助の対象は、別表に掲げるものとし、次に掲げる経費については補助しない。

(1) 現に国等の行う補助の対象となっているものに要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(2) 土地、建物又は構築物の買収又は貸借に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(3) 建物又は構築物の増・移・改築、模様替、併設、合体又は更新に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(4) 物品の更新又は古品の購入に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(5) タクシー及びレンタカーによる移動に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(補助金の算出の方法)

第3条 補助金の額は、各事業について別表に掲げる補助率等により算出した額以内の額とする。

(補助事業の実施)

第4条 補助事業は、当該事業を実施するその年の4月1日以後に開始し、翌年の3月31日までに完了しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事情があつて第8条第3号の承認を受けた場合又は事業実施主体候補者の会計年度が協会と異なる場合であつて、協会が事業の円滑な実施を図るため特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助事業の選定の申請)

第5条 補助事業の選定の申請をする者は、別紙様式第1号による選定申請書に様式に定める書類を添付のうえ、協会が定める期日までに協会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によるものであつて協会が特に認める場合にあつては、この限りでない。

2 補助事業の選定の申請をする者は、前項の規定による選定申請書を提出するにあつて、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にはこの限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 協会は、前条第1項の規定により補助事業の選定の申請があつた事業につき適當

であると認めたときは補助事業として選定のうえ補助金の交付の決定をする。この場合において、適正な補助事業が行われるようにするために必要があるときは、補助事業の選定の申請に係る事項につき修正を加えることがある。

#### (補助事業の着工又は着手)

第7条 施設整備事業の着工(機械の発注を含む。)は、当該年度の補助金の交付の決定に基づいて行うものとする。ただし、地域の実情に応じ、事業の効率的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付の決定前に、事業実施主体候補者から協会に、別紙様式第2号によりその理由を明記した事前着工に係る協議があり、協会が認めた場合は、交付の決定の通知を受けた範囲において補助の対象とすることができる。

- 2 施設整備事業以外の事業の着手は、当該年度の補助金の交付の決定に基づいて行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付の決定前に、事業実施主体候補者から協会に、別紙様式第3号によりその理由を明記した事前着手の届け出の提出があった場合は、交付の決定の通知を受けた範囲において補助の対象とすることができる。
- 3 事業実施主体候補者は、第1項又は第2項のただし書により補助事業の事前着工又は着手をする場合、選定申請内容の一部又は全部について交付の決定がされない場合があること、及び補助金の交付の決定までのあらゆる損失等について自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

#### (補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の条件として付する事項は、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項とする。

- (1) 事業実施主体は、協会が指定した経費に係る補助金については、相互に流用しないこと。
- (2) 事業実施主体は、次のいずれかに該当する場合には、別紙様式第4号による変更承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けること。
  - ア 協会が指定したものの数量について、その2割を超えて変更しようとする場合
  - イ 協会が指定したものの実施場所を変更しようとする場合
  - ウ 協会が指定したものの主要構造を変更しようとする場合
  - エ その他、当該年度の競走馬生産振興事業補助実施細則(以下「細則」という。)に定める場合
- (3) 事業実施主体は、補助事業が当該年度末までに完了する見込みがない場合には、別紙様式第5号による延期承認申請書を当該年度2月末日までに協会に提出して承認を受けること。
- (4) 事業実施主体は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び遂行状況を記載した書類をすみやかに協会に提出して指示を受けること。
- (5) 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、別紙様式第6号による中止又は廃止報告書を 15 日以内(当該年度3月 31 日までを期限とする。)に協会に提出すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか補助金の交付の目的を達成するため必要と認めて付する事項

(補助金の交付の決定の通知)

第9条 協会は、第6条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、補助事業の選定の申請をした者に補助事業として選定した旨並びに補助金の交付の決定の内容及び前条の規定により協会が付した条件を通知する。

2 協会は、前条第2号の規定により変更の承認をしたときは、事業実施主体に対し変更した交付の決定の内容を通知する。

(補助事業の選定の申請の取下げ)

第 10 条 補助事業の選定の申請をした者は、前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその理由を記載した別紙様式第7号による選定の申請の取下げ書を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による補助金の交付の決定の取消し等)

第 11 条 協会は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 協会は、前項の規定により取り消し、又は変更したときは、その内容を事業実施主体に通知する。

(事業実施主体の名称、代表者又は所在地変更)

第 12 条 事業実施主体候補者又は事業実施主体がその名称を変更した場合にあっては、すみやかに別紙様式第8号による名称変更報告書を協会に提出しなければならない。

2 補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体がその代表者又は所在地を変更した場合にあっては、すみやかに別紙様式第9号による変更報告書を協会に提出しなければならない。

(補助事業の完了等の報告)

第 13 条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、別紙様式第 10 号による完了報告書に様式に定める書類を添付のうえ、補助事業の完了の日から起算して2か月を経過した日までに協会に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、補助事業完了時における前項に基づく報告書の提出にあたっては、別紙様式第1号の事業の実施計画・目標等に照らして、その事業実施状況等を評価し、その結果を別紙様式第 11 号による個別評価結果等報告書により、補助事業の完了日か

ら起算して2か月を経過した日までに協会に提出しなければならない。

- 3 第5条第2項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事業実施主体は、第1項の規定による完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第5条第2項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事業実施主体は、第1項の規定による完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第12号による仕入れに係る消費税等相当額報告書により確定した日から起算して2か月を経過した日までに協会に報告するとともに、協会からの指示に基づきこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合にあっても、その状況等について、次条の確定の通知のあった日の翌年6月30日までに別紙様式第12号により協会に報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定とその通知)

第14条 協会は、前条第1項の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付の決定をしたときの補助金の額(第9条第2項の規定による交付の決定の変更又は第11条第2項の規定による取消し若しくは変更をしたものについてはその額)の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し事業実施主体に通知する。

#### (補助金の交付の方法)

- 第15条 補助金の交付は、精算払の方法による。ただし、協会が特に必要と認めた補助事業については、概算払をすることがある。
- 2 事業実施主体は、前項ただし書きによる概算払を必要とする場合は、別紙様式第13号による概算払交付申請書を協会に提出すること。

#### (補助金の交付の決定の取消し)

- 第16条 協会は、事業実施主体が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 2 協会は、協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として当該補助金の交付の目的に従って交付される補助金(以下「間接補助金」という。)の交付の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う者(以下「間接補助事業者」という。)が、間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、事業実施主体に対し当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - 3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 協会は、補助金の交付の決定の取消しをしたときは、事業実施主体に通知する。

(補助金の返還)

第 17 条 事業実施主体は、第 11 条又は前条の規定による取消しを受けた場合において、すでに補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、補助金を返還しなければならない。

2 事業実施主体は、第 19 条第2項の規定による承認を受けようとする場合、協会が別に付した条件において返還すべき補助金があるときは、協会の定める納期日までに補助金を返還しなければならない。

3 事業実施主体は、第 14 条の規定により補助金の額が確定された場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、その超える部分の補助金を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金の納付)

第 18 条 事業実施主体は、第 16 条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

2 事業実施主体は、第 13 条第4項又は前条の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

3 前2項の場合において、協会がやむを得ない事情があると認めたときは、加算金若しくは延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(財産処分の制限)

第 19 条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定するものを、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、廃用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、協会が細則に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の規定により協会の承認を受けようとするときは、別紙様式第 14 号による財産処分承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けなければならない。

3 前項の承認にあっては、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付することがある。

4 財産処分に伴う事務取扱については細則に定める。

(報告の徴収)

第 20 条 協会は、事業実施主体又は間接補助事業者に対し、補助事業又は間接補助事業の遂行状況、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。

2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が前条第1項の規定により指定したものの全部又は一部が、天災地変その他やむを得ない事

由により滅失した場合には別紙様式第15号による滅失報告書、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類を、原因となる事由が発生した日から1か月以内に協会に提出しなければならない。ただし、協会が細則に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 3 事業実施主体は、補助事業により取得した財産であって協会が指定したものについて、当該補助事業年度(当該補助事業について第6条の規定による交付の決定のあった日の属する年度をいう。)の翌年度以降3年間その利用状況につき翌年の8月31日までに別紙様式第16号による利用状況報告書を協会に提出しなければならない。

(補助事業及び間接補助事業の監査)

- 第21条 協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、事業実施主体及び間接補助事業者はこれを拒んではならない。
- 2 協会が特に指定した事業については、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第3項に規定する監査法人による監査を実施することがある。

(帳簿等の保管)

- 第22条 事業実施主体又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、第14条の規定による確定通知を受理した日の属する年度の翌年度から起算して5年間(第19条第1項ただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあってはその期間(その期間が5年を下回るときは5年間))整理保管しなければならない。

(雑則)

- 第23条 補助事業について、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体がこの要綱の規定により協会に提出する書類は、1部とする。
- 2 協会は、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体にこの要綱に規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 補助事業の選定及び実施並びに補助の方法に関しては、この要綱に定めるほか、必要な事項は細則に定める。

附 則(令和5年4月1日)

- 1 この要綱の一部変更は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、令和5年度以降の補助事業から適用し、令和4年度以前に選定した補助事業については、なお、従前の例による。

附 則(令和6年3月19日)

- 1 この要綱の一部変更は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、令和6年度以降の補助事業から適用し、令和5年度以前に選定した補助事業については、なお、従前の例による。
- 3 この変更の実施の際現に存する変更前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和7年1月 31 日)

- 1 この要綱の一部変更は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、令和7年度以降の補助事業から適用し、令和6年度以前に選定した補助事業については、なお、従前の例による。
- 3 この変更の実施の際現に存する変更前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和8年2月 2日)

- 1 この要綱の一部変更は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、令和8年度以降の補助事業から適用し、令和7年度以前に選定した補助事業については、なお、従前の例による。
- 3 この変更の実施の際現に存する変更前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 別 表

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
I 競走馬の改良増殖推進事業	(1) 軽種馬の登録推進 家畜改良増殖法に基づく登録業務であること。	第2条第2項各号に掲げる団体	登録推進費 〔馬名登録業務含む。〕	定額	令和5年から5年間以内
	(2) その他 競走馬の生産の振興に資するため、特に必要であると認められるもの。 個別事業の要件は細則に定める。	細則に定める団体	細則に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して細則に定める。	事業の内容により細則に定める。
II 競走馬の防疫衛生対策事業	(1) 生産育成地馬防疫推進  ア 馬の日本脳炎、破傷風、インフルエンザ及び馬ガタウイルス感染症予防のため、1歳馬、2歳馬、繁殖牝馬及び競走用育成馬等(軽種及び重種)に対し、予防接種を行うものであること。  イ 事業実施主体が作成した生産育成地馬防疫推進事業実施要領に基づき実施すること。	第2条第2項各号に掲げる団体	育成馬等予防接種費  予防液等購入費  獣医師手当  育成馬等予防接種旅費  推進事務費	1/2以内とし、標準事業費を細則に定める。  定額  定額	令和5年から5年間以内
	(2) その他 競走馬の防疫推進に資するため、特に必要であると認められるもの。 個別事業の要件は細則に定める。	細則に定める団体	細則に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して細則に定める。	事業の内容により細則に定める。

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
III 経営基盤強化対策事業	<p>(1) 軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)</p> <p>ア 関係機関が一体となって軽種馬経営に対する指導強化を図るものであって、以下の①から⑩のいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>① 技術指導者の養成のための研修の実施  ② 生産者等を対象とした研修等の実施  ③ 軽種馬生産の担い手のための経営等に関する研修の実施  ④ 研修受講支援の実施  ⑤ 専門技術者による巡回指導等の実施  ⑥ 生産育成技術等に係るデータの収集・分析・提供  ⑦ 生産者等に対する技術普及指導等の実施  ⑧ 専門技術者等による生産者への指導等の実施  ⑨ 生産地に係る調査の実施  ⑩ 研修施設の整備・運用</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	軽種馬経営技術指導者養成・技術普及事業費 推進事務費	定額 定額	令和5年から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(2) 軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)</p> <p>ア 強い馬づくりに取り組む担い手(人材)の養成を図るものであって、以下の①から③のいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>① 生産育成牧場の就業者の養成施設で学ぶ者に対する修学奨励金の交付</p> <p>② 生産育成牧場の就業者に対し、高度な知識・技術の習得を図るための海外研修の実施</p> <p>③ 生産育成牧場への就業者参入促進の実施</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	経営高度化指導研修事業費 推進事務費	定額 定額	令和5年から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(3) 優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)</p> <p>ア 強い馬づくりを推進するため、優良種牡馬の導入による全国規模での種牡馬の供給体制を整備すること。</p> <p>イ 安定的な種牡馬供給を促進するため、以下の①及び②の事項についての規程が整備されていること。</p> <p>① 種付料、配合予定頭数、種付条件等に係る事項</p> <p>② 種牡馬の配合等の決定にあたり、あらかじめ第三者を含めた関係者からの意見を聴取する旨の事項</p> <p>ウ 事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)事業実施要領に基づき事業を実施すること。</p> <p>エ 上記の他導入する種牡馬のその他の要件は細則に定める。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	<p>種牡馬導入費 (種牡馬購入費、輸送費、輸送保険料、検疫料、購買旅費及び精液検査費等)</p> <p>推進事務費</p> <p>※本事業における旅費の取扱いについては細則に定める</p>	<p>1頭あたりの種牡馬導入費12,000,000ドル(USD)までは定額とし、これを超える額は2/3以内とする。</p> <p>定額</p>	令和5年から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(4) 優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬整備)</p> <p>i ) 優良繁殖牝馬導入促進事業 ア 優良な繁殖牝馬群を整備するため、担い手生産者等の優良繁殖牝馬導入を促進させるものであること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)事業実施要領に基づき実施すること。</p> <p>ii ) 繁殖牝馬流通活性化事業 ア 優良な競走馬を生産するための繁殖牝馬群の安定的な確保を図るため、市場上場等を促進することにより、現役を引退した優良な牝馬等の生産現場への流入など、繁殖牝馬の流通を活性化すること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進(繁殖牝馬流通活性化)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	<p>優良繁殖牝馬導入促進事業費</p> <p>繁殖牝馬流通活性化推進事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	令和5年から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(5) 軽種馬生産基盤整備対策</p> <p>i ) 放牧地等整備事業 強い馬づくりの推進、草地の生産性の向上を図るものであって、以下の①から③のいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>① 放牧地の拡充、遊休農地の活用、採草地から放牧地への転換等により、一定の面積を有する放牧地の整備</p> <p>② 採草地の新規造成・拡充、一定の面積を有した採草地の更新等の整備</p> <p>③ 良好的な放牧管理や安全管理を行う上で必要となる放牧地内及び放牧地に隣接する場所に設置する付帯設備の整備</p> <p>ii ) 機械導入事業 ア 軽種馬生産の担い手・新規就農者及び面積を拡大した者が生産の基盤となる草地の維持・管理・整備や生産性向上に資する省力化等を実現する取組みを適切に行うにあたって必要な作業の効率化・高度化等を図るための草地管理用の機械装置を購買又はリースにより導入すること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬生産基盤整備対策事業実施要領に基づき実施すること。</p> <p>iii) 土地活用事業 ア 軽種馬生産者が、新たに農地を一定の面積以上拡大した際に、対象の農地に既に存する生産育成設備の補改修であること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬生産基盤整備対策事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	軽種馬生産基盤整備対策事業費 推進事務費	定額 定額	令和5年から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(6) 軽種馬海外流通促進</p> <p>ア 国内生産馬の海外への販路拡大を図るものであって、以下の①から④のいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>① 海外市場及び海外取引に関する各種調査の実施</p> <p>② 海外向け情報提供、海外関係者へのプロモーション及び国内招聘等による海外販路拡大活動の実施</p> <p>③ 輸出相手国の軽種馬関係者に対する技術指導等の実施</p> <p>④ セリ市場、検疫施設等国内輸出環境の整備</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬海外流通促進事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	軽種馬海外流通促進事業費 推進事務費	定額 定額	令和5年から5年間以内
	<p>(7) 競走馬のふるさと情報収集提供</p> <p>ア 競馬の活性化と競走馬の産地経済の安定化を図るものであって、以下の①から③のいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>① 競走馬の生産地における情報の収集、整理、提供等の実施</p> <p>② 競走馬・競馬ファン等を対象とした生産地見学の推進</p> <p>③ 生産地に所在する観光施設、宿泊施設等の情報の収集及び提供</p> <p>イ 事業実施主体が作成した競走馬のふるさと情報収集提供事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	競走馬のふるさと情報収集提供事業費 推進事務費	定額 定額	令和5年から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(8) セリ市場運営活性化</p> <p>ア 軽種馬の市場取引の活性化を通じて、軽種馬取引の活発化・安定化を図るものであって、以下の①から⑧のいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>① 市場の運営円滑化のための支援の実施</p> <p>② 市場活性化のためのオンラインシステム等の活用を推進するための支援の実施</p> <p>③ 市場活性化及び産駒販売促進のための情報提供支援の実施</p> <p>④ 市場上場馬の売却促進及び良質馬の確保のための奨励金交付の支援の実施</p> <p>⑤ トレーニングセールでのアナボリック・ステロイド等検査の情報開示を推進するための補助金の交付</p> <p>⑥ 馬市場に上場するための獣医学的馬体検査の情報開示を推進するための補助金の交付</p> <p>⑦ 市場に上場するためのセリ馴致及び育成調教を推進するための補助金の交付</p> <p>⑧ 市場への上場を促進するために輸送費への補助金の交付</p> <p>イ 事業実施主体が作成したセリ市場運営活性化事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	セリ市場運営活性化事業費 推進事務費	定額 定額	令和5年から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(9) 軽種馬医療安定化</p> <p>ア 軽種馬生産地における医療・衛生の安定化を図るためにあつて以下の①～③のいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>① 全国規模でのユニバーサルドナー(輸血用の血液供与馬)の供給体制を整備。</p> <p>② 生産地における軽種馬医療への獣医学生の誘致施策。</p> <p>③ 生産地における軽種馬医療・衛生環境の整備。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬医療安定化事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	軽種馬医療安定化事業費 軽種馬医療・衛生環境整備費 推進事務費	定額 定額 定額	令和5年から5年間以内
	<p>(10) 離農跡地取得等借入資金融通</p> <p>ア 将来の軽種馬生産を担う新規就農者及び経営継承者を対象として、離農跡地の取得等のために長期・低利資金を供給するとともに保証基盤の強化を行うものであつて、積極的な離農跡地の活用と軽種馬生産地における生産基盤の維持・確保を図るものであること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した離農跡地取得等借入資金融通事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	離農跡地取得等借入資金融通事業費 推進事務費	定額 定額	令和5年から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(11) 軽種馬生産者等経営安定化(飼料等高騰対策)</p> <p>ア 急激な飼料等の価格高騰により影響を受けた軽種馬生産者に対して、軽種馬生産の安定的な経営の継続を図るための取組みに対して支援する事業であること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬生産者等経営安定化(飼料等高騰対策)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	飼料等高騰対策事業費 推進事務費	定額 定額	令和5年から5年間以内
	<p>(12) 災害等緊急支援特別対策</p> <p>ア 軽種馬生産地等における大規模な災害等による被害に対して、軽種馬生産の安定的な経営の継続を図るために必要となる緊急的な取組みに対して支援する事業であること</p> <p>イ 事業実施主体が作成した災害等緊急支援特別対策事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	災害等緊急支援特別対策事業費 推進事務費	定額 定額	令和5年から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(13) 持続可能な軽種馬生産環境整備</p> <p>ア 持続可能な軽種馬生産体制の確保のため、以下の①から②のいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>① 軽種馬生産に係る作業の負担を軽減するための、省力化に資する設備の導入</p> <p>② 馬の飼養管理・育成環境の質を維持・向上させるための、暑熱対策設備の導入</p> <p>イ 事業実施主体が作成した持続可能な軽種馬生産環境整備事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	持続可能な軽種馬生産環境整備事業費 推進事務費	定額 定額	令和8年から2年間以内

# 別紙様式

様式第1号

○○年度競走馬生産振興事業選定申請書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

○○年度において下記のとおり事業を実施したいので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第5条第1項の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうえは、この補助事業に係る補助金○,○○○円の交付方よろしくお願ひいたします。

なお、補助金の交付の決定のうえは、同要綱の各規定及び特に付された条件等にしたがって補助事業を実施することを誓約いたします。

記

1 事業実施主体の内容

- (1) 設立年月日 ○○年○○月○○日  
(2) 組合又は会の区域  
(3) 組合員又は会員数 (○○年○○月○○日現在)

2 補助事業名

3 補助事業を必要とする理由

4 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	消費税 等の取 扱い	備考
		協 会								
	円	円	円	円	円	円	円			
計										

(注) ア 仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とし、消費税等の取扱い欄に「含む税額」と明示すること。

イ 消費税及び地方消費税仕入控除の適用を受けない場合は、消費税等の取扱い欄に「税該なし」と明示すること。

5 補助事業の実施場所

6 補助事業における受益対象者または効果の範囲

7 補助事業の完了期日 ○○年○○月○○日

8 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画・目標

(1) 実施計画(※1)

(2) 成果指標(※2)

項目	単位	基準値※3 (○年度)	※4 当該年度目標	中長期目標※5 (○年度)	検証※6 データ等

(3) 上記指標を成果指標として設定した理由

(4) 直接指標(※7)

項目	単位	基準値※3 (○年度)	※4 当該年度目標	最終年度目標※8 (○年度)	検証※6 データ等

(※1) 事業の区分(事業における取り組みの柱立て)ごとに、当該年度の実施計画を具体的に記載すること。

(※2) 事業の実施によって最終的(将来的)に達成すべき成果(アウトカム)を指標とすること。可能であれば(1)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。

(※3) 初年度の事業開始前の数値(直近の値)を記載すること。

(※4) 当該年度末時点の目標値を記載すること。

(※5) 事業開始から5~10年後を目安とした中長期の目標値を記載すること。

(※6) 基準値や目標の根拠となったデータについて記載すること。

(※7) 事業の実施によって直接的に提供されるサービス、情報、開発される技術、実施される研修会等、実施計画の達成度が評価できる項目を設定し、各項目について具体的な数値(アウトプット)を指標(目標)とすること。

(※8) 事業期間における最終年度末時点の目標値を記載すること。

(5) 補助事業の所要経費

別紙様式第17号の1のとおり

9 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名○○○(金融機関コード○○○) ○○○支店(支店コード○○○○)

普通・当座 口座№○○○○号 口座名義 ○○○○○○(フリガナ)

10 添付書類

技術料を補助の対象とする事業にあっては、当該事業に係る技術料調書[計画](別紙

様式第18号の1)を添付すること

その他「競走馬生産振興事業 補助実施細則」に記載の書類を添付すること

様式第2号

○○年度競走馬生産振興事業事前着工の協議について

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

○○年度において、競走馬生産振興事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)しておりますので、下記条件を了承のうえ、地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱第7条第1項の規定に基づき、別添の内容について協議を申し入れます。

記

1 補助事業の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は補助事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)している者が負担すること。

2 補助事業として一部若しくは全部が選定されない場合又は補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請予定額(又は、交付申請額)に達しない場合においても、異議がないこと。

3 概算事業費に含まれていない項目については、原則として、補助の対象にならないこと。

4 この協議が整うまでは着工しないこと。

※別添として以下の内容を記載した書類をあわせて提出すること。

事業実施主体候補者名	事業名	事業内容	概算事業費	着工予定年月日	完了予定年月日	事前着工の理由

様式第3号

○○年度競走馬生産振興事業事前着手の届け出について

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

○○年度において、競走馬生産振興事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)しておりますので、下記条件を了承のうえ、地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱第7条第2項の規定に基づき、別添の内容について届け出ます。

記

- 1 指定事業の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は指定事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)している者が負担すること。
- 2 指定事業として一部若しくは全部が選定されない場合又は補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請予定額(又は、交付申請額)に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 概算事業費に含まれていない項目については、原則として、補助の対象にならないこと。

※別添として以下の内容を記載した書類をあわせて提出すること。

事業実施主体候補者名	事業名	事業内容	概算事業費	着手予定期	完了予定期	事前着手の理由

様式第4号

○○年度競走馬生産振興事業変更承認申請書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協馬補第○○号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第8条第2号の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分※交付決定通知に記載の金額を( )書きで上に書くこと。

区分	補助事業に要する経費	補 助 金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	消費税等の取扱い	備考
		協 会								
	( 円 ) 円									
計										

3 変更する理由

4 変更する内容

(1) 指定したものの数量の2割を超えるもの

区 分	名 称	数量(面積、長さ、頭数、回数、人数等)
変更前		
変更後		

(2) 指定したものの実施場所の変更

区 分	実施場所	市街化区域内外の別	土地・施設確保の状況
変更前			
変更後			

(3) 指定したものの主要構造の変更

区分	名 称	構 造
変更前		
変更後		

(4) その他細則に定めるものの変更

区分	名 称	変 更 内 容
変更前		
変更後		

(注) 内容は(1)～(4)に該当するもののみを記載すること。

5 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画

6 補助事業の内容及び所要経費

7 添付書類

選定申請書に添付したもので、その後変更のあったものについては変更後の書類又は図面

様式第5号

○○年度競走馬生産振興事業延期承認申請書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協馬補第○○号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業について下記の理由により、予定の期間内に完了の見込みがないので、完了期日の延期を承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第8条第3号の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 延期する内容及び理由

3 延期後の完了年月日 ○○年○○月○○日

4 添付書類

- (ア) 施設設置事業にあっては、施工者の作成した施設ごとの延期承認申請書提出時における工事別出来高が明らかとなる書類  
(イ) 今後の遂行計画書(工程表)

○○年度競走馬生産振興事業中止(廃止)報告書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所在 地  
名 称  
代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協馬補第○○号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記の事由により中止(廃止)のやむなきに至りましたので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第8条第5号の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	消費 税等 の取 扱い	備考
		協会								
	円	円	円	円	円	円	円			
計										

3 中止(廃止)の理由

様式第7号

○○年度競走馬生産振興事業の選定の申請の取下げ書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所在 地  
名 称  
代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協馬補第○○号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、競走馬生産振興事業補助実施要綱第10条の規定により取り下げます。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費	補 助 金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	消費税等の取扱い	備考
		協会								
	円	円	円	円	円	円	円			
計										

(注)ア 仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とし、消費税等の取扱い欄に「含む税額」と明示すること。  
イ 消費税及び地方消費税仕入控除の適用を受けない場合は、消費税等の取扱い欄に「税該当なし」と明示すること。

3 取下げの理由

様式第8号

競走馬生産振興事業に係る事業実施主体(候補者)の名称変更報告書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

競走馬生産振興事業において、下記のとおり事業実施主体(候補者)の名称を変更したので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第12条第1項の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 変更理由

3 変更内容および変更年月日

名 称	新	旧
変更年月日		

4 添付書類

様式第9号

競走馬生産振興事業に係る事業実施主体(候補者)の代表者(所在地)の変更報告書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

競走馬生産振興事業において、下記のとおり事業実施主体(候補者)の代表者(所在地)を変更したので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第12条第2項の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 変更内容および変更年月日

代表者 所在地	新	旧
変更年月日		

様式第10号

○○年度競走馬生産振興事業完了報告書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所在 地  
名 称  
代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協馬補第○○号による補助金の交付の決定の通知(○○年○○月○○日付け○○地全協馬補第○○号による変更承認通知)(○○年○○月○○日付け○○地全協馬補第○○号による延期承認通知)に基づいて下記のとおり事業を完了しましたので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第13条第1項の規定により報告します。

なお、併せて精算額○,○○○円の交付を請求します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した経費の配分及び負担区分※交付決定通知に記載の金額を0書きで上に書くこと。

区分	補助事業に要した経費	補助対象事業費	補 助 金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	消費税等の取扱い	備考
			協会	(都道府県)							
	( 円 ) 円										
計											

(注)ア 仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とし、消費税等の取扱い欄に「含む税額」と明示すること。

イ 消費税及び地方消費税仕入控除の適用を受けない場合は、消費税等の取扱い欄に「税該当なし」と明示すること。

3 補助事業の実施場所

4 補助事業における受益対象者または効果の範囲

5 補助事業を完了した日 ○○年○○月○○日

6 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施状況

(注) 選定申請書の様式を参考にして記載すること。

7 補助事業の内容及び所要経費

(1)補助事業の内容

## (2)補助事業の所要経費

別紙様式第17号の2のとおり

(注) 交付決定通知内容を参考に、備考欄には支出内容等を具体的且つ詳細に記載すること。

## 8 補助金振込先金融機関名

金融機関名○○(金融機関コード○○○) ○○○支店(支店コード○○○○)

普通・当座 口座№ ○○○○号 口座名義 ○○○○○(フリガナ)

(注) 金融機関コード、支店コードは必ず記入すること。

選定申請時又は直近の概算払申請時の金融機関名に変更がない場合は「一」を記入すること。

## 9 添付書類

技術料を補助の対象とした事業にあっては、当該事業に係る技術料調書[実績](別紙様式第18号の2)を添付すること。

その他「競走馬生産振興事業補助実施細則」に記載の書類を添付すること。

様式第 11 号

○○年度競走馬生産振興事業個別評価結果等報告書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

○○年度に実施した競走馬生産振興事業について、下記により事業の実施状況等を評価したので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 13 条第2項の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 事業実施主体等 (間接補助事業者を含む)

3 事業の概要 (事業の計画、事業の必要性、意義等を記載)

(注) 選定申請書及び完了報告書の内容と整合性を図り、記載すること。

4 事業の評価 (必要性、効率性、有効性等を具体的に記載)

(1) 成果指標

項目	単位	基準値※1 (○年度)	※1 当該年度目標	※2 当該年度実績	中長期目標※1 (○年度)	検証※1 データ等

(2) 当該年度実績(成果指標)に対する自己評価

(3) 直接指標

項目	単位	基準値※1 (○年度)	※1 当該年度目標	※2 当該年度実績	最終年度目標※1 (○年度)	検証※1 データ等

(4) 当該年度実績(直接指標)に対する自己評価

(※1) 選定申請書に記載した数値等を記載すること。

(※2) 当該年度末時点の実績値を記載すること。

5 事業の支障となっている事項及び改善事項

事業区分	支障となっている事項	具体的な改善策

6 特記事項

(注) 上記4~6に記載した以外の事項について、特に記載すべき事項がある場合にのみ記載すること。

7 添付書類 (報告上必要となる書類は、添付すること)

様式第 12 号

○○年度競走馬生産振興事業仕入れに係る消費税等相当額報告書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協馬補第○○号をもって交付の決定の通知(○○年○○月○○日付け○○地全協馬補第○○号による変更承認通知) (○○年○○月○○日付け○○地全協馬補第○○号による延期承認通知)のありました補助事業に係る補助金について、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 13 条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額○,○○○円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

1 補助事業名

2 競走馬生産振興事業補助実施要綱第 14 条の補助金の額の確定額  
(○○年○○月○○日付け○○地全協補第○○号による額の確定通知額)

○,○○○円

3 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額…A

○,○○○円

4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額…B  
○,○○○円

5 補助金返還相当額…(B-A)

○,○○○円

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

7 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

8 添付書類 上記4、6及び7の内訳等が明らかとなる書類

様式第13号

○○年度競走馬生産振興事業概算払交付申請書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協馬補第○○号をもって補助金の交付の決定の通知のありました補助事業については、地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり概算払交付を申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費	補 助 金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	消費税等の取扱い	備考
		協会								
	円	円	円	円	円	円	円			
計										

(注) 選定申請書に記載した内容を記載のこと。

3 概算払を必要とする理由

4 概算払申請額の交付の決定総額に対する比率(交付率)が 50%を上回る場合、その理由

5 概算払申請額

経費区分	交付の決定の額(A)	概算払申請額(B)	交付率(B/A)	備考
	円	円	%	
計	円	円	%	

(注) 交付率は小数点以下第二位を切上げた数値を記載すること。

6 補助金振込先金融機関名

金融機関名○○○(金融機関コード○○○) ○○○支店(支店コード○○○○)

普通・当座 口座№○○○○号 口座名義 ○○○○○(フリガナ)

(注) 金融機関コード、支店コードは必ず記入すること。

選定申請時又は直近の概算払申請時の金融機関名に変更がない場合は「一」を記入すること。

7 添付書類

中間状況報告書(事業の進捗状況が明らかとなるもの)

様式第14号

○○年度競走馬生産振興事業財産処分承認申請書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所在 地

名 称

代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協馬補第○○号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり処分をしたいので、承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第19条第2項の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要した(する) 経費	補助対象 事業費	補 助 金			自己 資金	借入 金	寄付 その他	借入金の 担保状況	消費 税等 の取 扱い	備考
			協会								
	円	円	円	円	円	円	円	円			
計											

3 財産処分する理由

4 財産処分の内容

- (1) 処分しようとする財産
- (2) 処分の方法

5 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

- (1) 財産処分に係る事業実施主体の総会又は役員会議事録の写し
- (2) 当該財産の財産処分承認申請時の簿価が明らかとなる書類
- (3) 譲渡又は交換する場合にあっては、譲渡又は交換を受ける者が協会に対して要綱の規定及び交付の決定の条件にしたがって財産を使用する旨を明記した誓約
- (4) 貸付けする場合にあっては、借受者が貸付者に対して当該財産を当初の目的どおり使用する旨を明記した誓約書の写し
- (5) 担保に供する場合にあっては、借入金の使用目的、借入先、借入の条件及び返済計画を明記した書類
- (6) 補助事業により取得した家畜を廃用する場合にあっては、獣医師の診断書の写し及び補填する代替家畜を導入したことが明らかとなる書類



様式第 15 号

○○年度競走馬生産振興事業滅失報告書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協馬補第○○号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり滅失したので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 20 条第2項の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した(する)経費	補助対象事業費	補 助 金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	消費税等の取扱い	備考
			協会								
	円	円	円	円	円	円	円	円			
計											

3 滅失した財産

4 滅失した理由

5 滅失後の補助事業に関する事業の実施計画

6 添付書類

- (1) 当該財産の滅失時の簿価が明らかとなる書類
- (2) 家畜を滅失した場合にあっては、獣医師が作成した検査書の写し

様式第 16 号

競走馬生産振興事業に係る ○○年度 利用状況報告書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

競走馬生産振興事業により取得した財産の利用状況について、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 20 条第3項の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業により取得した財産の設置場所

3 補助事業により取得した財産の利用状況

(1)家畜の飼養を伴う財産

設置施設		常時 飼養能力	申請時の ○○年度年間 飼養計画 (A)	年間の 飼養実績			年間の生産、 供給(種付)実績		備考
				△年	○年 (B)	対計画比 B/A	△年	○年	

(注)○には当該年度の計画又は実績を記載すること

△には当該年度の前年度の実績値を記載すること

(2)家畜の飼養を伴わない財産

設置施設		申請時の ○○年度年間 利用計画 (A)	年間の 利用実績			備考
			△年	○年 (B)	対計画比 B/A	

(注)○には当該年度の計画又は実績を記載すること

△には当該年度の前年度の実績値を記載すること

(3)家畜導入事業により取得した財産

①補助対象家畜全体の年間種付、生産実績

事業 年度	導入家畜			申請時の ○年度 年間 飼養計画(A)		年間の種付、生産実績						備考	
	品種	頭数				△年		○年 (B)		対計画比 B/A			
		導入頭数	○年度末 現在数	種付	生産	種付	生産	種付	生産	種付	生産		

(注)○には当該年度の計画又は実績を記載すること

△には当該年度の前年度の実績値を記載すること

②補助対象馬ごとの年間種付、生産実績

事業 年度	名号	品種	配置先		○年度 飼養計画		△年度		○年度		備考
			導入当初	○年度末 現在	種付	生産	種付	生産	種付	生産	

(注)○には当該年度の計画又は実績を記載すること

△には当該年度の前年度の実績値を記載すること

(注) 内容は(1)～(3)に該当するもののみを記載すること。

(注) (1)～(3)に該当する内容が記載されていれば、「3 補助事業により取得した財産の利用状況」の記載は任意の様式を用いることも可とする。(その他の項目については本様式を使用すること)

4 添付書類 ○○年度事業報告書及び決算書

## 様式第 17 号の1

○年度 競走馬生産振興事業に係る所要経費積算表【計画】

補助事業名:○○

事業実施主体候補者名:○○

(注) 右側〇年度(申請)欄に当該年度の所要経費の計画を記載すること。

複数年度事業にあつては、左側△年度(申請)欄に当該年度の前年度申請時の所要経費を記載すること。

## 様式第 17 号の2

○年度 競走馬生産振興事業に係る所要経費積算表【実績】

補助事業名:○○

事業実施主体名:○○

(注) 右側○年度(完了)欄に当該年度の所要経費の実績を記載すること。

左側○年度(申請)に当該年度の申請時(変更承認があったものについては変更後)の所要経費を記載すること。

様式第18号の1

○年度 競走馬生産振興事業[○○事業]に係る技術料調書【計画】

(事業実施主体候補者名: )  
(単位:人日、名、円、%)

区分	役員・職員の別	氏名	年度支給予定額	労働予定期数	単価/日 一円未満 切り捨て	予定単価 一円未満 切り捨て	内訳				計	NAR 負担割合 (%)	備考
							NAR(○○事業)		国又は都道府県	その他団体			
							人日	技術料 $F = D \times E$	技術指導事務費等 G	技術指導事務費等 H	人件費 I		
NAR 補助事業・ 技術料対象者													
小計【I】		0名	0	0	—	—	0	0	0	0	0		
補助 対象外の 者													
小計【II】		0名	0	0	—	—	—	—	0	0	0		
合計【I + II】		0名	0	0	—	—	0	0	0	0	0		

様式第18号の2

○年度 競走馬生産振興事業[○○事業]に係る技術料調書【実績】

(事業実施主体名: )  
(単位:人日、名、円、%)

区分	役員・職員の別	氏名	年度支給実績額	総労働日数	単価/日	実行単価	内訳				計	NAR負担割合(%)	備考
							NAR(○○事業)		国又は都道府県	その他団体			
							人日	技術料	技術指導事務費等	技術指導事務費等	人件費		
NAR補助事業・技術料対象者													
小計【I】		0名	0	0	-	-	0	0	0	0	0		
補助対象外の者													
小計【II】		0名	0	0	-	-	-	-	0	0	0	0	
合計【I+II】		0名	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0	

\* 時間外手当(超過勤務手当)を技術料の使用範囲に含めた場合には、該当者の時間外勤務の状況が明らかとなる  
証拠書類を整備保管すること。

【事業実施主体の就業規則、内部規程等において規定されている時間外勤務の管理に係る関係書類を指す。】

\* 従事日数の算出根拠を対外的に説明できる書類を整備保管すること。